

厚生文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和3年6月16日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和3年6月16日（水）午前11時47分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 牛尾 直人君 4 番 永徳 省二君 5 番 大森 進次君
8 番 光成 良充君 1 2 番 原田 素代君 1 5 番 福木 京子君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 前田 正之君
教 育 長 土井原康文君 市民生活部長 杉原 洋二君
保健福祉部長 谷名菜穂子君 教 育 次 長 有馬 唯常君
市民課長兼 稲生真由美君 環 境 課 長 大窄 暢毅君
協働推進課長
社会福祉課長 原田 光治君 子育て支援課長 馬場 弘祥君
健康増進課長 石原万輝子君 介護保険課長 寒竹 邦子君
教育総務課長 金島 正樹君 学校教育課長 家森 康彰君
社会教育課長兼
スポーツ振興課長 西崎 雅彦君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 査 細川 伸也君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第34号 令和3年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 2) 請願第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める
請願
 - 3) 請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求
める請願
 - 4) 請願第3号 75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願
 - 5) その他
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

本日は、厚生文教常任委員会、皆さん御多忙のところお開きいただきまして誠にありがとうございます。

本日の審査いただく案件でございますけれども、6月定例市議会に上程させていただいております案件、並びにその他の項目として令和3年度事業の進捗状況ほかを御報告させていただきます。実は、今も赤磐市では、新型コロナウイルス関連で、特にワクチン接種について鋭意取り組んでいるところでございます。これについて、少し私のほうから御報告を、この場をお借りしてさせていただきます。

ワクチン接種でございますけれども、昨日総務委員会で、昨日時点で約7,000の方が少なくとも1回の接種をとという御報告をさせていただきました。6月15日時点の集計値でございますけれども、7,500人程度の接種が報告されております。昨日と比べて500人ほど増えているということでございます。このように集団接種並びに個別接種が確実に進んでいるということ、まず御報告させていただきます。さらに、7月末の時点では、65歳以上の御希望のある方については接種が完了する見込みでございます。ただ、7月下旬に第1回の接種をした人は、日にちを空けないといけないので、そういった方が8月上旬にずれ込むということが予測される事態としてございます。そういった状況で、今度は64歳以下の年齢の方々へのワクチン接種に取り組んでいくことで、並行的に接種を実現していこうということで準備を進めております。

まず、ワクチン接種でございますけれども、64歳以下はかなりの人数がおります。そういったことで、まずは既往症のある方、介護関係の方、そして学校、幼稚園の教職員、さらには保育園等への勤務される方々、こういった方々を優先的に接種に取り組んでいきたいと思っております。さらには、これも同時並行ですけれども、64歳以下の方々も大勢の方がいらっしゃるの、年齢について少し刻みを入れて接種の予約を取っていききたいと、こういう考えで準備を進めております。この場をお借りして御報告をさせていただきます。

委員の皆様も、市民の皆さんからいろいろ聞かれたり、また苦情もあろうかと思っております。その点御理解をよろしくをお願いいたしたいということ、併せてお伝えいただければ幸いです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。それでは、これから委員会の審査に入り

ます。

当委員会に付託された案件は、議第34号令和3年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から請願第3号75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願までの4件であります。

それではまず、議第34号令和3年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 杉原部長。

○市民生活部長（杉原洋二君） それでは、令和3年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本会議場で細部説明をさせていただいておりますので、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） ちょっとこれは関連になるかも分かりませんが、国保では来年の4月から未就学の子供の2分の1の補助が国のほうからつきますが、その辺の見通しというのはもう既に始めてるんでしょうか。その辺の情報が分かれば教えていただきたいんですが。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 未就学児の国保の減免の件でございますが、来年の4月から対応するべく、この標準システムを導入するのもそれに対応するものでございます。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長、よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第34号令和3年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決したいと思います。

議第34号令和3年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員でございます。したがいまして、議第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査に入ります。

請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願を議題とし、審査をいたします。

この請願の紹介議員から説明を求めるかどうかお諮りしたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数でございます。それでは、紹介議員からの説明は否決されましたので、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。順番をどういたしましょうか。牛尾さんのほうから、こっちから行きますか。ほんなら、永徳委員からお願いいたします。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 賛成です。賛成の理由です。

ダイバーシティを推進していく世の中に、当然こうあるべき。それから、SDGsで5番目にジェンダー平等を実現しましょうというのがあります。ジェンダー・ギャップを埋めるためにも賛成です。それから、国連からの勧告が3度もあるということなんで、賛成いたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） 次に、原田委員お願いいたします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私も賛成でございます。ちょっと調べましたけれども、例えば6月7日、都議会が全会一致で夫婦別姓をめぐる意見書を採択したと。この提案者が自民、公明両党からの提案ということで、もう保守、革新なく、今もう国民的な世論として、総意として、当然選択できるという権利は、日本国憲法である基本的人権と同様の権利だと思っております。また、もう1つ面白い記事がありましたけれども、6月15日の新聞記事に、全国主要100社、大きいところです、味の素、明治、アサヒビール、サントリー、日本ハム、東レ、東洋紡、いわゆる日本の一番大きな会社のところで導入が必要ないはゼロ社だったと、全ての回答が導入が必要。中には、法的にちゃんと法律を施行すべきだと、別姓は当たり前だという法律を作るべきだという機関もありました。これは味の素でした。そういう意味でも、流れが

まさに男女の権利の問題から始まって、夫婦のお互いの理解、それから永徳委員がおっしゃったようにSDGsの中でも女性の権利の問題、あらゆる面から見てこれに反対する根拠が何ひとつない。まさにこれは急いでやるべきだ、そういうふうに思っております。

○委員長（光成良充君） 次に、牛尾委員、お願いいたします。

○委員（牛尾直人君） もう少し研究の必要もあるように思います。大筋では問題ないと思いますが、継続審査していくべきではないかと思えます。

○委員長（光成良充君） 次に、大森委員、お願いいたします。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 私は、別姓制度については反対です。基本的に言えば、昔から、古い人間かもしれませんが、一子の子供がお父さんで、二子がお母さんでとかという名前になっても困りますし、そういったことを含めいろんな関係も出てこようかと思えますし、今日のこの会議で決めるっていうのはどうかな、継続審査で進めたほうが私はいいいんじゃないかと思って、私はこの件については反対でございます。

はい、以上です。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長、お願いいたします。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 私、賛成です。今、原田委員も言われたように、私も新聞を読んできましたら、本当に東京都議会が全会一致でこれの推進を求める意見書をしたというのは、やはりこれはすごいなあと。これはもう世界の流れですし、それから請願されてる方が詳しいいろんな資料をここへ、資料というか文章で分かりやすく書かれております。それで、これは意見書案のところにもありますように、世論調査においてもこの導入に賛成の方が圧倒的に多いわけですね。

それで、ちょうどNHKも特集をこの間しておりました。事実婚の若い夫婦のことをずっと取り上げておりましたが、別姓がないばかりに苦労されてる実態が、ずっとNHKの特集で報道されておりました。これは戦後憲法ができて、家制度からちゃんと個人の権利というんか、憲法24条でちゃんと保障されて、一人一人対等な立場でいってるわけですから、それを実施するのは、今別姓を望んでる人が圧倒的なんですね。

岡山県議会で、急遽この法制化に反対の意見書が出て本当に残念に思いますが、このときに、共産党の県議団に、いろんなこれを推進してほしいという声が物すごい寄せられました。自由を求める方たちが多いわけですね。特に若い人たちが多い。別姓を望む理由は、自分のキャリアを失うことになると、一人同士の跡継ぎ問題、自分らしく生きたいという思い、自分のアイデンティティーの一貫性を様々な人間関係の中で築きたいという気持ち、事実婚できただけ

ど、相続や住宅、病気になったときに対応できないなど理由が様々ありますが、もう家族の在り方が今多様化しております。やはり姓を選べるようにすべきだと思います。

新聞を読んでおりました、今原田委員も言われましたように、企業から見た夫婦別姓導入、これも声が相当強いです。今、世界的に経済、企業で仕事してるわけですから、日本だけがこれ別姓をしないというのは、物すごく不都合が増えてるわけですよ。だから、これは国会の中でも25年前にこういう民法改正の要綱を答申してるわけですから、一日も早くこの夫婦別姓の制度の法制化をすべきだと思います。そういう理由で賛成です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

次に、請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願を議題とし、審査をいたします。

この請願の紹介議員から説明を受けるかどうか諮りたいと思います。

説明を求めることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数でございます。よって、紹介議員から説明を聞くことは否決されました。

それでは、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。永徳委員からお願いいたします。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 実は、この言葉尻が非常に難しく、加齢性難聴者の補聴器購入って限定されてますので、反対いたします。なぜか、理由を言います。

私、突発性難聴です。ここに、実は今日補聴器を持ってきてます。2つ、両耳あります。片一方30万円、両方で60万円以上します。これ私のような突発性難聴には適応されないっていう意味合いになりますので、加齢性難聴者の補聴器購入って限定されてますので、反対いたします。

○委員長（光成良充君） 次に、原田委員、お願いいたします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私はこの件について詳しくありませんので、本来でしたら紹介議員の説明を求めたいというふうに思っていたんですが、残念ながら少数になりました。その上で意見を申し上げますが、永徳さんのような御意見もあろうかと思えます。ただ、これで突破するということがとても大事で、障害者手帳をお持ちのそういった障害を持って苦労されてる方たちに、まさに永徳さんのおっしゃったような金額の負担というのは、本当に大変厳しいものがあります。やっぱり行政的にはそういう弱者に対する福祉的な支援という意味では、もうそろそろこういう事業にもしっかりと対応できるような赤磐市になっていただきたいと思っております。

すので、私は賛成したいと思います。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

次に、牛尾委員、お願いいたします。

○委員（牛尾直人君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 私は、これもちょっと永徳委員と同じような考えで、少し限定的なような気がしますので、もう少し研究の必要があるかと思うので、この件は反対をします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

次に、大森委員、お願いします。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 私も高齢者、加齢者っていうのを書いておりますけども、補聴器の購入に対して公的補助っていうのは、確かにいいことだと思いますけども、何もかも補助でっていうことに対しては、規制を設けるべきじゃないかなというふうに思っておりますので、私は反対をいたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。福木副委員長、お願いします。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 私は、紹介議員もさせていただいて賛成なんです。ここで請願の中に詳しく書いてありますよね。それで、これをずっと読んでいただいたら分かるんですが、特に前半のほうで、こういう加齢性難聴が増えたら日常生活でもコミュニケーションとか会話が減ると、そして脳に入ってくる情報も乏しくなって、鬱や認知症の危険因子だと指摘されているというふうに書かれてるんですよね。これも本をちょっと読んでみましたら、専門家、慶應大学の医学部の耳鼻咽喉科教授の小川氏なんですけど、このことをいろいろ調査したりして、研究したりしてるわけです。ここへ書いてるように、こういう状況が起きてきて、鬱や認知症の危険因子だと指摘されてる、これは世界的にもそういう研究はいろいろされています。

それで、ここへも書いてますように、欧米なんかでは公的補助があるので、補聴器の購入なんか普及してるんですけど、日本はまだまだこのあたりが遅れてるわけです。高度重度難聴は1割負担なんですけど、中等症以下の場合、これは本当に自己負担ということで、特に所得が厳しい人なんかは、それを買いたくてもなかなか買えないというふうな状況の中で、人とのコミュニケーション、そういうようなことが減ってくる。ひいては認知症や鬱病のほうへの危険因子があると専門家が指摘してるわけですから、それが購入しやすいように、これからどん

どん増えてくると思うんです。だけど、世界の流れとしても、そういう難聴になった場合は早めに購入して、生活の質を落とさずに生活をしていくと。ほんで、それが結局、ここに書いてありますように、健康寿命の延伸とか医療費の削減にもつながっていくわけですから。

全国的には、東京なんかは結構これ補助がされつつあるんですよ。運動もされてると思います。この間は、制限があるんですけど、お医者さんの診断が要りますよね、そういうものを出していけば、そういう制度を利用してつける方が増えてきてるわけです。岡山県内はどうかなあということなんですが、瀬戸内市がこの4月から公的補助が実現をしておりますね。そういうふうに、日本でもそういう声が広がってきてると。だから、そういう意味では、赤磐市でもぜひそういう全国の情報を調べて、希望者があれば少しでも早めに補聴器をつけて、生活にもっといろいろ活躍をしていただきたい。そういう意味では、この制度というのは大切なことだと思いますので、ぜひ、私は賛成をいたします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

次に、請願第3号75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願を議題とし、審査をいたします。

この請願の紹介議員から説明を求めるかどうか、お諮りいたします。

説明を求めることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数でございます。よって、紹介議員から説明を聞くことは否決されました。

それでは、委員の皆様方から御意見を伺いたいと思います。先ほどと同様に永徳委員からお願いいたします。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 結論からいいますと、継続審査にすべきというふうに考えます。理由を申し上げます。

75歳以上だけのことを考えれば、当然2割より1割のほうが、少ないほうがいいに決まってるんですよ。ところが、結局その医療費の負担というのはどこに来るかという、現役世代に行きます。結局、だから現役世代の負担増になるっていうことなんで、私は拙速に賛成すべきじゃないっていうふうに思ってます。現状ではどうなのか、予算的にどうなのか、それから恐らく数年後には団塊の世代が75歳以上になると思います、そうなったときにこの医療費負担がかなり増えると思うんですけど、そこが当然また現役世代に負担になっていくということを考えれば、拙速に結論を出すんじゃなくて継続審査をすべきというふうに思います。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

次に、原田委員、お願いいたします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私は、現場にいらっしゃる日本医師会をはじめとして、医療現場の皆さんが、さらなる受診控えを生じさせる政策になり、高齢者に追い打ちをかけるべきではないと。現場の人たちが肌で感じてこの負担感、この問題を私たちはやっぱりしっかりと受け止めなきゃいけないだろうと思います。これから皆さんが高齢者に向かっているわけですし、そういう中で生活が厳しい人たちの医療負担が少しでも減らせるような政策を取るのが国の政策であります。当然、現役世代に対する配慮が要りますが、取りあえず明日の受診をどうしようかと思ってる人たちが今いることを、私たちは想像しなきゃいけないと思います。そういう意味で、この市議会が意見書を上げることで大きく変わるわけではありませんが、現場の私たちが市民の生活実感をちゃんと肌で感じていれば、こういう政策に賛成はできないだろうと思います。私たち地方自治体の議員が声を上げなければ、やはり政治は動かない。そういう意味で、こういう声はしっかりと上げるべきだと私は思っております。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

続いて、牛尾委員、お願いいたします。

○委員（牛尾直人君） はい。

○委員長（光成良充君） 牛尾委員。

○委員（牛尾直人君） 私は、やはり一定額の理解はできますが、現役世代への負担というのが非常に多くなると思います。その辺のこともやっぱり考えていかなければ、なかなか一概に高齢者だけというわけにもいかない問題だと思っておりますので、この件については反対をします。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

次に、大森委員、お願いいたします。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 私も、この件については、もう国会でも何か2割負担というようなことも決めとるみたいで、地方からこういうことを言うても何も始まらんのではないかなというふうに思っておりますので、この請願については反対いたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

はい、福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 賛成です。この請願の中にも本当に詳しく書かれてるんですよ

ね。75歳以上の方というのは、40から50歳代の方の負担からしてみれば、医療費が2から6倍近い負担をしてる実態なんですよ、年金がずっと下がってきてる中で。それで、いろんな科に、複数の科にかかるから、本当に医療費が大変。今でも大変なのに、さらに負担が増えたら、もう病院に行けないと。だから、お医者さんでさえ、日本医師会でさえ、医師会をはじめ多くの医療関係さえ、さらなる受診控えを生じさせるような政策を取って、高齢者に追い打ちをかけるべきではないと指摘してるわけです。

それで、現役世代というふうなことを、負担をかけるべきではないというふうに言われるんですが、結局この政策は現役世代から負担が減るというんですけど、結局国が予算を減らすわけですよ。年間720億円、これを1人当たりで換算すれば、現役世代は月30円の金額だけなんですよ。その現役世代の方も親がおるわけです。親の治療が遅れ、重篤すれば、結局親の生計を支えて、また介護を担う現役世代の生活も大変なことになるわけですよ。だから、親が安心して病院にかかれるようにするのが、現役世代の責任だと思うんです。ほんで、結局現役世代と高齢者を競い合わせるような政策なんですよ、これは。そうじゃない。医療費は社会保障の分野ですから、予算は使って早めに治療するのが当たり前なんです。ほんで、現役世代の負担を口実にしてこういうふうにするんですけど、結局国庫負担、これまで国庫負担をしとった分を元に戻す、こういうことが医療費に使うべきなんです。

それで、やはり税金なんですけど、コロナ禍でも、こういう中でも莫大な利益を得てる大企業とか大資産家はおるんですよ。だから、ちゃんとそれに合わせて、きちっとそこから税金を、応分の負担を求めれば、財源は出てきますし、高齢者だけでなく全ての世代の社会保障、これを大幅に拡充に踏み出すということが政治の責任だと思うんです。こんな高齢者、弱い者いじめの政策は、幾ら国会が自公多数で決めたとしても、これ市民は納得、国民は納得しないと思います。そして、この実施が来年の10月なんです。ということは、その前に総選挙とか国政選挙があります。国民はその怒りを選挙で審判を下さないといけない。だから、そういう意味では、この請願というのは、国会に通ったから云々じゃないです。この内容をどうするか、そしてこの請願を出された市民の方たちの気持ちをどうやってこれを受けて、議会できちっと国に意見を言うか、これが一番大切なことだと思うんです。ぜひ賛成をいたします。○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。ああ、違うわ、採決じゃない。

それでは、これから請願の採決を行います。

請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願につきましては、継続審査を求める意見と採決を求める意見がございますので、まず継続審査についてお諮りをいたします。

請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願について、これ

を継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数と認め、選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願については、継続審査としないことに決定しました。

それでは、請願第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める請願について採決を行います。

採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。よって、請願第1号は採択とすることに決定いたしました。

請願第1号は採択することに決定いたしましたので、当委員会として定例会最終日に意見書を提出したいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

続いて、請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

続きまして、請願第3号75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願につきましても、継続審査を求める意見と採択を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。

請願第3号75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願について、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数でございます。それでは、起立少数と認め、請願第3号75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願については、継続審査としないことに決定いたしました。

それでは、請願第3号75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立少数でございます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定……。

○委員（原田素代君） ちょっと待って。

- 委員長（光成良充君） はい。
- 委員（原田素代君） 反対は取らないのか。
- 委員長（光成良充君） 何の。
- 委員（原田素代君） 反対と賛成は取らないのか。だって、同数になったらあなたの判断じゃないのか。
- 委員長（光成良充君） 反対を取らないですよ。
- 委員（原田素代君） 取らない。
- 委員長（光成良充君） 何の反対を取るんですか。継続審査があったじゃないですか。
- 委員（原田素代君） そうですね。
- 委員長（光成良充君） 継続審査は不採択です。通らなかった。
- 委員（原田素代君） じゃあ、残りはこの4人ですよ。
- 委員長（光成良充君） いえいえ、継続審査するかしないかを……。
- 委員（原田素代君） が決まった。
- 委員長（光成良充君） はい。で、継続審査はしません。
- 委員（原田素代君） それを不採択するかどうかを諮る訳ですね。
- 委員長（光成良充君） そうそう。
- 委員（原田素代君） 今、賛成は2人。
- 委員長（光成良充君） はい。
- 委員（原田素代君） 反対は。
- 委員長（光成良充君） 3人。
- 委員（原田素代君） 継続審査は反対なのか。
- 委員長（光成良充君） 継続審査はもう消えたんです。
- 委員（原田素代君） 反対なの。
- ああ、そうなの。継審は継続審査で別なんじゃないの。反対になるの。
- 委員長（光成良充君） いや、そのもの自体を継続審査するかどうかはもう終わったんです。
- 委員（原田素代君） 終わった。
- 委員長（光成良充君） だから、もうないんです。だから、もう単純にこの請願第3号を採択するか不採択するかだけを決める。
- 委員（原田素代君） はい、分かりました。失礼しました。
- 委員長（光成良充君） 起立少数でございましたので、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのように申出をさせていただきます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りをいたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

その他に入らせていただきます。

その他で、委員または執行部から何かございましたら発言をお願いいたします。まず、執行部から行きましようか。執行部のほうから、その他でございましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名部長。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 保健福祉部からは、事業の進捗状況、その他お知らせがございますので、各担当課長から順次御説明をさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（光成良充君） お願いします。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） それでは、健康増進課から、新型コロナウイルスワクチンの接種について、進捗状況について御説明いたします。

資料、保健福祉部の資料の1ページを御覧ください。

この件につきましては、冒頭、市長のほうから御挨拶の中にありましたが、重複するかもしれませんが、御了承ください。

まず、65歳未満、つまり64歳以下の方への接種については、今後優先順位を定めて接種券を発送していきます。高齢者の次に優先するのは、国の指針に従いまして、基礎疾患のある人と60から64歳の人です。発送時期は7月中旬です。基礎疾患があり、接種を希望する人には、資料の次のページにあります届出書を提出していただき、優先して発送をいたします。この届出

書は、広報7月号に折り込むこととしております。届出方法は、赤磐市電子申請サービス専用サイトからアクセスしていただくか、届出書を健康増進課、支所市民生活課、仁堀出張所、桜が丘いきいき交流センターに、郵送または御持参していただくことといたします。また、赤磐市として、重症化しやすい高齢者への感染防止のために居宅介護サービス事業所と、クラスター防止のために小中学校の教職員、保育士、幼稚園教諭の方を優先したいと考えております。この方々については、先ほどの基礎疾患のある人、60歳から64歳の人の発送後、1週間程度後の発送を考えております。今申し上げました以外の方については、現在のところ年齢区分に応じて順次発送を予定しております。

次に、接種状況ですが、これにつきましても、先ほど市長のほうから昨日現在での状況をお伝えしたかと思いますが、私のほうでは県が6月14日で接種率等を出していますので、6月14日の時点の報告をいたします。65歳以上の高齢者で、1回目を終了した人は6,913人、約46.1%の接種率です。2回目を終了した人は1,054人、約7%です。今申し上げました数字は、ワクチン接種記録システムに情報を送信した数なので、接種してもシステムに入力しなければカウントされていないということも御理解をお願いいたします。

以上、報告をいたします。よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） 質疑ございますか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 最初に、ワクチンの御説明をいただきましたが、まず基礎疾患の届出っていうのは、医者への承諾書というか、判断っていうのは必要ないのかどうか。それから、何かこの届出書に12歳以上という項目があるんですが、従来16歳以下はしないという判断でしたけど、赤磐市は12歳までするんですかという、そのこと。あっ、1つずつ聞かなきゃいけないんですね。はい、取りあえずそれ。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 基礎疾患につきましては、もう自己申告でありますので、特に医者への証明等はございません。あと、予診のところでチェックがありますので、そのあたりで確認ができるかと思っております。

それから、年齢ですが、16歳から12歳以上に国のほうは広げましたが、安全性の不安であるとか、希望しない子供がいじめ等の対象にならないかどうかの配慮も必要かと考えまして、国の指針が示されるまでは検討を見合わせております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そうすると、ここの届出書に書いてある12歳以上というこのワードは不要ですよ、16歳以上にならなきゃいけない、その確認をもう1回と。それから、優先のところで、小学校の教職員、保育士、幼稚園とありますが、学童クラブの支援員さんもこれに準ずるのではないかと思うんですが、そこへの配慮というのはございますか。教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 国のほうで年齢を広げたということで、接種券のほうは出さないという選択はないのかなとは思いますが。そういうことで、届出書のところにはこう12歳からとお書きしておりますが、今後については十分精査をしまして、発送の段階についてきちんと検討してそのとおりにしたいと思っております。

○委員（原田素代君） もう1個。

○健康増進課長（石原万輝子君） 学童保育の保育士さん等は含まれております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最後におっしゃってた県の発表の6月14日のデータですが、カウントされない場合があるという発言にちょっとびっくりしたんですが、今例えば赤磐市でやってることとか、岡山市とか、いろんなところでフリーで接種できます。どこで受けても必ずデータは1か所で、誰々さんは何月何日1回、何月何日2回というのは、ちゃんと掌握できるシステムになってないんでしょうか、そこを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 今、委員おっしゃったとおりに、ワクチン接種記録システムが全国的なシステムです。ですが、接種をした後にそういう読み込みをして、登録しないと当然反映しないのです。市で行います集団接種につきましては、そのときになるべく、翌日になることもありますが、登録をしていきますが、個別接種については、それが確実にタイムリーにできていない場合もあるということで、このように申し上げました。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） すいません、度々。漏れないようにするためにはどうしたらいいかと

いう体制が要るのではないかと思うのですね。今後国は、例えば接種完了パスポートとかいろいろ言っておりますが、証明書とか、要するに自分は受けたと思ってても、実は受けてない場合もあれば、受けたのにカウントされてない場合もあるって、それは個人が証明できるシステムになってないと困るわけですよ。いや、もう国はこれでやっていますから、あなた受けてないですよとか、受けてないのに受けてますよと言われてたりという、そういう弊害が想像できるので、そのシステムとしてどこでやってもカウント、だから時期がずれるのはいいんですが、必ず最後は把握できるということができるのかどうか、今後検討するのかどうかちょっと教えてください。

それからもう1つ、12歳以上はまだ検討中ですよとおっしゃってながらこの文章を出すことは、市民の方は、あっ、12歳以上は打つのだと思いますよ、書いちゃったら、ただし書をするんなら別ですけど。だから、私はここで12歳以上という言葉は入れると、市民に誤解を招くのではないかと。今、課長がおっしゃったような配慮が要るので、学校の中でのいじめにつながる心配をしてらっしゃるんであればこそ、受ける受けないの議論にならないように、この文章に12歳以上という言葉を入れることは、大変リスクが高いと思うんですが、その判断はどうでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 1つ目の質問については、御本人には接種券というものがありますので、そこで1回、2回したら確実に接種券で把握ができます。システムについては、委員おっしゃられたようにきちんと入力しないといけないので、これにつきましては個別医療機関にもそのときに入れるというところの原則をしていただくように、これから協力を求めていきたいと思っております。

それから、12歳についてですが、これは先ほども言ったように、国のほうで年齢を広げたということなので、これによって、例えば修学旅行であるだとか、家族旅行とかの検討をする中で、受けたっていうお子さんもあるかもしれません。そういった意味で、国の拡大に併せてこの届出書は合わせております。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） せっかく配慮していただいているのに、一部の人は受けたらといって受けてもらうというふうなことになる、赤磐市としてはどうするのっていうやっぱり基本的な立ち位置が鮮明になってないってことでしょうか。国が言っていることと赤磐市が配慮することだ

と、2つの基準が出来ちゃうわけじゃないですか。だけど、受けたい人は、国はいいって言ってんだから受けてくださいと、それだと現場が混乱しませんか、教育現場。だから、私の中では、赤磐市はこういう基準にしますと宣言されないと、だから12歳以上までは打ちますというんであればそれでいいです。だけど、国が言ってるのと赤磐市はちゅうちょしてるのだと、一番市民が悩ましいし、お子さんの中でそういう確執が生まれてやしないか心配です。そこはもう一度市長のほうで、もう12歳以上は打つんですっておっしゃるのか、いや、まだしばらくかかりますっていうんなら、12歳以上は入れないほうがいいだろうというふうに思うのと。

すいません、最後です。今後、今まで65歳以上で打っていた集団接種のスタイル、要するにいきいきで五、六千人ですか、2か月ぐらいでやっていた、これをずっと踏襲していくのか、もしくは今回のように突発的に医師会にお願いして、医師会が助け船を出して、3,000ぐらいまた増やしてくれるようにするのか、今後の見通し。一番心配されるのは、同じようにまた電話を百何回かけなきゃつながらんのかとか、そういう御心配をされてるわけですから、今後は65歳以上の場合と、これからの新しい対象者のワクチンの接種のシステムはどうなるのか、それはどんなふうに、説明がなかったので考えてらっしゃるか教えてほしいんです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 12歳の見解についてですけど、あくまで国の発表によりますと、接種対象者は12歳以上というふうにされております。赤磐市でも接種の対象者は12歳以上。そういう中で、様々事情のある方もいらっしゃるんで、希望者を対象にしていくということで、この文面についてはそういう意味のところからの文面でございます。

それから、接種の体制ですけども、基本的には現状の集団接種と個別接種の体制で今後も継続していきたいと思えます。しかしながら、個別接種あるいは職域での接種、また岡山県、国等による集団接種会場というのもこれから検討されているようなので、これらに対してどう対応していくか、これらと連携をするということも重要と考えます。ですので、そういった接種会場等が設定されれば、そこと併せて赤磐市の集団接種の在り方も考え直さねばならないときはやがて来るのではなかろうかというふうに思っております。いずれにしても、国や県の対応、それから職域での対応、こういったものが明確にできていないので、それに併せて臨機応変に、柔軟に対応するべきと思っております。今現在、当面は現状の集団接種と個別接種、ここを柱にやっていくふうに思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田素代君） 私は12歳以上っていうのは反対なんです、治験が出てないから。文科

省もたしか言ってませんか、萩生田さんも。学校現場では、ちょっと12歳からっていうのは、判断まだできないとおっしゃってたと思うんですよ。要するに、子供たちの年齢に、今、3つ、4つ既に来ますよね、ファイザーからモデルナか何か3つ、4つありますよね。それぞれの薬品に対する免疫力というか、子供たちの年齢によってどういう結果が出るかっていうのは、まだ検証されてないんですよ。私は、そういう意味で、従来の16歳以上でやってほしいし、もしも市長が、いや、国が言ってんだからいいんだと、12歳まで下げるんだって言うんだったら、私は委員会で議論していただきたいと思っています。それについてはどうでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） この件につきましては、届出書なので、基礎疾患があるということに関しての届出です。これから接種するかどうかは、これから順次年代ごとに接種券を発送していく中で、最後の年代になるかと思しますので、それまでには国の指針がもう少し出るかと思われまじし、赤磐医師会の御意向もありますので、そういった意味で調整をして、接種券を出すかどうかそれまでには決定していきたいと考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） はい、結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） ワクチン接種に関して64歳未満の優先順位に関してなんですけれども、小中学校の教職員とかはあるんですが、接種会場をのぞくとかなり多くの市の職員の方が、皆さんが働いておられるのを見かけるんです。市の職員の皆さんの取扱いをどうするか、教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） はい。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） この接種に従事する職員のほうは、先行して接種のほうをほぼ終えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（大森進次君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大森委員。

○委員（大森進次君） 65歳以上ということで、接種券のあれが来とんですけれども、私も65歳以上なんで来ましたが、岡山市は問診票が2枚入っとんですよね。赤磐市は1枚しか入ってませんでした。会場を決めとって、そこに行ったらまた新しい問診票を書いてするのか、岡山市と同じように2枚入れて送ったほうがいいんじゃないかなあと思ったりして、市民の方からも言われてますんで、これから64歳以下の人をやるに当たっては、そういった問診票を、一応一部は赤磐で、一部は岡山市とかというふうな、自由にどこでもできるようになってますので、問診票も市としてそういうふうなを用意してあげたほうが、今後のサービスにはなるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） はい。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 64歳からの接種については、今後2枚の問診票を入れて送付する予定にしております。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（大森進次君） はい。

○委員長（光成良充君） 他に。

福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） これまでの65歳以上のワクチン接種の在り方、これ閉会中の委員会でも私は言いましたけど、やはり再度言っておきたいと思うんです。これは本当に混乱を招いたやり方、これは一番は国の菅政権が急遽言って、7月末まで打つようにとかそういう情報を出さずに、ワクチンを小出し小出しにして、そういうやり方が市職員も本当に大変な状況だったと思うんです。それから、お医者さんとの調整もあって、赤磐市はこういうふうな状況になってしまったんですけど。それから、お医者さんの意向もあって、会場が山陽団地はゼロで、いきいき交流に全部山陽地域は行くと。本当にもうみんなびっくりしました。最初の頃の一般質問では、2月か、どなたかされた、小学区単位でやるんだという情報が一番に入りました。だから、そういうふうにしてる人もおる中で、あっという間に会場が決まって、どんどんどんどん進んでいったと。ほんで、本当にこのやり方は高齢者に対して不安と心配、それを物すごくかけたと思います、このやり方は。今は少し落ち着いてるからまだいいんですが、インターネット、それから電話、その当日、それからあと公民館の窓口、聞くところによると4時から並んだ方が、知った方で7時から、それから10時頃救急車も来ました。こういう負担をかけるようなやり方はおかしい。そういうことしかできんのかなと私は思ってたんですが、全国的にはこれまでいろんな健診なんかしたような地域で、各それぞれの地域で、きめ細かくしてる自治体もあるんです、国が言っても。市民の立場に立ってやっているとこもあるんです。

確かに、お医者さんの協力も大分得られたんじゃないかとは思いますが。高齢者、市民にこんな負担をかけるやり方はいけないと思います。情報をできるだけ早めに市民に知らせて、こういうことになるんだということを市民が安心できるようにしないといけないと思います。その中で、65歳以上の方で、もう電話で予約したと、だけど実際確認したら2人の人が取れてなかったと、本当にどうなっとんかという怒りを物すごく受けました。それで、そういう状況もあったりしましたので。

あとこの64歳以下のワクチンの在り方、原田委員も言われましたように、早めの情報をみんなに知らせてあげる。でも、結局答弁にもありましたように、国や県があんまり早め早めの情報をくれないと、そういうことで市の職員も大変ではあるんですが、市民の立場に立ってそういうことは設定してほしいと思うんです。そうしないと、せっかくいいようにいっても、怒りや不満がずっとたまってくると思うんですよ。それをぜひお願いしたいと思います。各地域ごとのきめ細かい、安心して受けられるようにしてほしい。

それから、まだ受けてない方もおられると思うんですが、あと本当に1人もこぼさないように、きめ細かな対応、これをぜひやっていただきたい、取り残しのないように、その辺がどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 高齢者の接種につきましては、いろいろ問題があったということは承知しております。これからの64歳以下の方につきましては、きちんと対象者もこれから基礎疾患等の届出を持ってでないという把握ができません。そのあたり対象者のほうをしっかりと把握して、その対象者について予約枠がどの程度あるかということも確認しながら進めていきたいと思っております。

○副委員長（福木京子君） はい。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） それで、あと順番が大体この順番でいくんですが、大体対象者というのがざっとどのぐらいになってるんか、その辺の把握はどういうふうになっておりますでしょうか。それから、もう1つちょっと言いたいのは、山陽団地は今回の無料バスを途中から出していただいたり、1か所できるようになっていますが、大分遅いですが、医師会のほうでできるということもあるんですが、やはり地域的なことも考えたり、交通のことも考えたりして、その辺の対応はちょっと今後考えていただきたいなあというふうに思うんですが、その2つをお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 対象者としては、先ほどから出ておりますが、12歳から64歳の対象者は約2万5,000人です。このたび郵送させてもらう方は、60歳から64歳が約2,700人、あと基礎疾患等はこれから情報把握ということですが、国が示す指針によれば、赤磐市は約2,700人程度おられるかと思っております。当然、60歳から64歳の方との重複はありますので、そのあたりも届出書によってきちんと把握して、郵送を優先的に発送していこうと思っております。

それから、今後の地域的ということですが、年間を通じてこの予防接種事業を始めるに当たり、医師会と計画をしております、それを優先的にはしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） 委員長、いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） お医者さんの協力がないといけないんですけど、やはり市民からしてみれば、本当に今回の会場を一気にもう、じゃなくて、桜が丘で全部という、こういうやり方というのは、市民感情としてはちょっと納得がいかないと。お医者さんの協力も得ながら、それでもいろいろと検討すればできると思います。その辺を研究していただきたいなあと、いうふうにちょっと要望しておきたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁はいいですか。

それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、保健福祉部のその他で、事業の進捗状況について終わりたいと思います。

続きまして、教育委員会のほうで、その他事業の進捗状況についてございましたらお願いいたします。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬次長。

○教育次長（有馬唯常君） 教育委員会の関係で、事業の進捗状況につきまして、それぞれ担当課長のほうより御説明申し上げます。

○学校教育課長（家森康彰君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 家森課長。

○学校教育課長（家森康彰君） 教育委員会資料の1ページを御覧ください。

学校教育課から、児童・生徒タブレット端末の活用状況について説明をさせていただきます。

国のGIGAスクール構想に基づき、赤磐市の小中学校の全児童・生徒に、1人1台タブレット端末を導入を、年度末、令和3年3月に行いました。現在、使用上のルール等を整備しながら、各校で活用を進めています。活用状況の例をそこに上げています。調べ学習で使うもの、インターネット等で課題解決のための情報を集めたりしています。2つ目に、観察学習で使うもの、タブレットについていますカメラ、またそのカメラアプリを使って理科の観察等を行っています。3つ目としてドリル学習、タブレットドリルによる朝学習、また授業の最後の定着確認、そのようなことに使っています。その他として、ローマ字のタイピング、または情報共有、それぞれのタブレットの情報を、前面にある先生のコンピューターまたは画面に集めて、それぞれの班、または個人の意見を集める。またデータを共有して、共同で学年通信を作る。また、デジタルノートとしてまとめ学習に使う。そのような活用を今進めています。

以上です。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○社会教育課長兼スポーツ振興課長（西崎雅彦君） 続きまして、教育委員会資料2ページを御覧ください。

東京2020オリンピック聖火リレーについて御説明いたします。

先月の厚生文教常任委員会において、公道での聖火リレーについては中止すると御報告をさせていただきましたが、代替イベントいたしまして、令和3年5月20日木曜日、津山中央公園グラウンドにおきまして、赤磐市内を走行予定でございました聖火リレーランナー14名の皆様の出席をいただき、聖火の受渡しトーチキスが行われておりますので、御報告をさせていただきます。

続きまして、資料はございませんが、東京2020オリンピック事前キャンプについて御報告をさせていただきます。

昨日、プレス発表を行っており、委員の皆様も御承知のこととは存じますが、これまで事前キャンプ誘致活動を、キャンプ誘致実行委員会をはじめ多くの方々に御協力をいただきながら、ニュージーランドホッケー連盟との協議を進めてまいりました。しかしながら、このたびニュージーランドホッケー連盟より、正式に赤磐市での事前キャンプは行わず、直接オリンピック選手村に入る決定をしたとの連絡がありましたので、御報告をいたします。

今後につきましては、可能な限り応援活動を続けるとともに、オリンピック後の相互交流が続くよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、スポーツ振興課からの説明を終わります。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。この教育委員会のその他事業の進捗状況について質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） G I G A構想ですけれども、これのエビデンスというものが、実はまだ始めたばかりですから、文科省も含めてないんですが、国際学習到達度調査という調査委員会が、2015年に既に、子供たちが I C Tを使うことでどういう学習ができてきたかという調査が出てます。先進国の集まりである O E C D加盟29か国のデータ、先進国の29か国ですね、学校でコンピューターの使用が長時間になると、読解力も数学も成績も下がっていた。衝撃的な内容だったと書いてあります。主に2つ理由があると、1つは深い思考を育む先生と子供の対話が、コンピューターによって阻まれる可能性、もう1つは従来の授業スタイルのままコンピューターを入れることの限界。問題は、導入されるソフトに非常にまだまだ研究の余地があって、従来のマル・バツ式で、正解なら次に進むというゲーム感覚のソフトが多いと。こういうソフトを使うことで、本当に子供たちが従来の教師と相対して人間関係をつくり、その中で様々な思考力を育むということが落ちてきているというエビデンスが出ているわけですね。1人1台を進めるにしても、エビデンスのないまま広げ、貴重な学びの場が実験台になるのはとんでもないことで、困ります。ですから、ここはしっかりと何が十分でないのか、何を補足すればいいのか、そういう検討をしながらこの導入を考えていただかないと、単にみんながやるから正しいのだと、これ一番危ないパターンです。エビデンスがあるのかないのかっていう議論をして進めていただきたいというふうに思っております。

それともう1つは、教職員の負担感の問題です。全員に与えるということは、全教師がこれに秀でて、しっかりと訓練されてるのかどうか、その負担も大きいと思いますが、そういう意味では、教職員がどこまでこのG I G Aスクールのソフトに対して、今のような2つの大変重要なマイナス面を補うために勉強されているのか。それから、一定のエビデンスを出すようなデータをいつ頃までにどう作るのか。そういうことをしっかりとやってをいただかないと、ああ、タブレット入りました、うちは早くに1人1台でよかったですねっていうレベルの話にされたら、大変深刻な問題が起きるのではないかと思っています。そういうところについて、教育長のほうからの認識や見解を教えてくださいませんか。

○委員長（光成良充君） 答弁求めます。

○教育長（土井原康文君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 土井原教育長。

○教育長（土井原康文君） 先ほど御指摘の2点につきましては、私も認識をしてるところでございます。もちろん読解力につきましては、そういったタブレット自体は学習用具の1つだという認識しておりますので、昨日もある小学校へのぞきましたら、ベテランの教員ですけれども、先ほどの負担感の部分を解消しながら、子供たちと一緒に扱いも含めて、2年生だったんですけれども、アルファベットのキーボードを押さえながらというふうにやっていますので、徐々にそういった形で、子供とともに教員も、負担感を感じていると思いますけれども、これ

からの主体的で対話的な学びを深めていくという新しい形の授業にも臨んでいってるというふうに思っております。そういった形の中で、教職員の研修も定期的に行ってる次第です。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） ちょっとかみ合わないんですけど、今日はいいです。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 他にございませんようでしたら、その他の中で、その他にございます保健福祉部からお願いしたいと思います。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名部長。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） それでは、保健福祉部からは、社会福祉課、子育て支援課から、課長のほうから順次説明をいたします。よろしくをお願いします。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 社会福祉課から1点、資料はございません。

令和3年度赤磐市戦没者追悼式の開催についてです。

昨年度は中止としましたが、今年度は規模を縮小し、時間短縮の上、行うこととしました。

7月6日火曜日に、桜が丘いきいき交流センターにおいて開催予定です。なお、来賓の列席は御遠慮いただくこととしておりますので、御了承いただきたいと思います。

社会福祉課からは以上です。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 子育て支援課から報告をします。

保健福祉部の資料1ページを御覧ください。

令和4年度4月入所からの保育施設の入所申込の変更についてです。翌年度4月入所の保育施設の入所手続におきましては、例年各保育園、こども園に入所の申込みをしてもらい、各園にて定員を超える場合には、市もしくは施設において、赤磐市保育所等入所選考基準を基に入所判定をしておりましたが、利用希望者全員を基準判定していないことについて、県の指導監査の指摘もあり、令和4年度4月入所から、つまり今年度行う入所申込選定において利用調整を実施することとします。入所決定方法は、保護者や家庭の状況を基に、保育の必要性を決め、必要度の高い人から入所・園を決定します。

先ほど申しました利用調整とは、具体的に、保育所ごとの保育利用を希望する児童の総数が、当該保育所ごとに設定された定員を超える場合に、あらかじめ就労状況や世帯状況などが

ら保育の必要性を点数化しておくことで、点数の高い方が利用できるように明確化することを目的とします。その運用基準として、赤磐市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱（案）により、新たに基準を定めておきます。子育て支援課の別添資料になりますけれども、要綱の中で、点数化におけるこちらが点数表になります。別表第1が、保育所等利用基本点数表、それから別表第2、こちらが保育所等利用調整点数表、この2つの点数表を用いて、あらかじめ保護者の就労や世帯状況をこの表により算出して、点数が高い方を優先的に保育利用していただく形となります。別表3の同点時基準表につきましては、同一点数が複数いる場合に用いる点数表となります。

募集時期ですけれども、点数化の作業が必要なため、入所の手引き等の配布と申込み受付期間を、例年より1か月程度早める予定です。手引きの配布時期は、10月中を予定しております。申込みの受付期間を11月1日から11月19日で予定しております。

以上、子育て支援課からの報告を終わります。

○委員長（光成良充君） ここまでで何か質疑がございますか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私は、今日はこういう、厳密に数字がカウントされてるかどうかは知りませんでしたけど、一定の入所基準というのがあるんだろうと思ってたんですけど、何かこういうふうに数字が、これは初めて出たんでしょうかね。当然、客観的な評価というのは必要なことですから、必要だとは思いますが。

まず1つ、現在待機児童数があるのかなのか、保育園で。それから、この基本点数表は申請した親に見せてあげてるんでしょうか。というのが、うちがこれだけの必要性があるのに、あの子は入れたけど私は入れないのねとあるわけですよ、シビアに。そういうときに、いやいや、こうやって客観的なデータで基準を示してますから、それはもうお酌み取りくださいと言うしかないわけなんですけど。それはお待ちになってもらえば、あなたの場合はこういうカウントになるので、すいません、順位はここになりますという説明はつくと思うんですが。これは内部情報として処理しちゃうと、せつかくあるんだったら、ちゃんと当事者には当事者の採点を見せてあげるのが、本来のフェアな審査にならないかなあというふうに思います。

それと1点、一番最後のページの、別表3の保育所等同点時基準表の6番目、所得が低い世帯が一番下なんですかって思うんですよ。所得が低い世帯って、ここで言うかどうかという状況を想定していいのかわからないけれども、働かなければ食っていけなくて、所得が低いという場合であれば、真っ先に入れてあげるべきじゃないかと思うんですけど。保育料を未納にするのではないかという想定でここに6番目にするのか、何で所得が低い人が一番最下位の順位になるのか、その説明をお願いします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） まず、1つ目の質問にお答えします。

待機児童数ですけれども、令和3年4月1日時点では、赤磐市では2名ということになっております。それから、点数表の開示についてですけれども、これはまだ細部はちょっと決まっ
てはないんですけれども、基本的には点数をつけた場合お知らせするっていうのが基本なんで
すけれども、それを例えば利用決定、令和4年4月の利用決定の決定通知にその点数を載せて
通知するかというところまでは、ちょっとまだ詰めておりません。これから詳細については検
討してまいりたいと思います。

それから、3つ目の質問ですけれど、所得の低い世帯、順位的にとということではありますけ
れども、同点の場合での世帯の比較の場合にこの表は用いるんですけれど、こちらとしまして
は、所得につきましては、同点時の決定において、所得が低い高いのことにつきましては、順
位的にはこの順番でさせてもらっております。

○委員長（光成良充君） 以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。待機児童2人っていうのが、これがもうち
ょっと深掘りすると変わると思うんですけど、それは置いといて。今、おっしゃったのは、点
数は開示する用意がありますとおっしゃっていただきましたよね。ただ、通知表にあなたは何
点ですという記載をするかどうかは別だけどと。開示はするっておっしゃったように、私は聞
いたんですけど、それは開示請求なる手続をせよということではなくて、当然申請をして、落
ちた人にも通った人にもあなたは何点でしたっていうのは出すべきですよ。ちょっと確認
を、おっしゃったのは、開示するつもりですとおっしゃったように聞こえたので、その確認
をしたいと思います。

それから、やっぱり同点の場合の判断で、所得が高い人のほうが優先されるっていうのは、
ちょっと納得いかないですよ。だから、何かもっと別の意図があって、ここで最終6番目に
所得の低い人にしてるのかなと、ちょっと配慮をして質問してるつもりなんですけど、その
点もう一度説明を聞かせてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 点数の開示ですけれども、基本的には点数は開示しないと
いけないということにはなっているんですけれども、その開示の方法について今検討中という
ことです。

それから、所得の高い人、低い人っていう、表現がちょっと悪かったですけれども、当然同点の場合は所得の低い方を優先するっていうのが、基本的に考えで持っております。

以上です。

○委員（原田素代君） 確認だけさせてください。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 馬場課長、もうちょっと自信を持って、大きな声で答えていただかないと、私は勘違いしやすいのでしっかり意思疎通させてください。

開示しなければならないってことですね、それでよろしいですね。だから、その開示方法は考えるけど、開示することになるということですよ。

それと、2度目の質問では、所得が低い人のほうを優先することになるというふうに、ちょっとお答えが変わったように、今聞き取れたんですけど、この6番目の表現は、いま一度確認します、所得が低い世帯が6番目に来るのか、逆なのか、もう一度教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 今現在のこれ要綱（案）ですけれども、6番目ということで考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長、答えを求めてください。

○委員長（光成良充君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時26分 再開

○委員長（光成良充君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの質問についても一度答弁を求めたいと思いますが、馬場課長、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 別表第3ですけれども、この保育所等同点時基準表っていうのは、別表第1と第2を合計して、あくまでも同点で入所判定をする場合に用いる基準表です。その別表第3の基準表で順位をつけておりますけれども、この順位の1番から2番、3番、4番、5番、6番と順番に見ていって、所得が低い世帯っていうのは6番目の判断基準としているということです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 私がお尋ねしたいのは、保育というのは子育ての福祉的な事業ですから、働けないと食っていけない世帯の人たちに安心して保育所が預かるというシステムを、要するに長年ずっと各自治体はやってきたわけですよ。今回、ここの順位として順番があって、所得が低い世帯は最初に優先させてあげるべき事業ですよと、保育というのは。なぜならば、仕事をしないと稼げないから、生活が厳しいからしっかりと働くために安心した保育を保障してあげましょうと。そういうシステム、そういう事業にもかかわらず、所得が低い人は後回しにされてますねと、それはおかしくないですかと。

それで、そもそもこの1から6も非常に、何ていうんですか、ばらばらなんですよ、基準が。所得が書いてあんののはここだけで、例えばじゃあ所得が高い人はどこに入るのかとか。だから、この3表の順位も含めて上げ方に無理があるんじゃないかなって、私は心配してあげてるわけですよ。だから、これが大事なんだっておっしゃるんなら、もうちょっと所得が低い人は6番目に置いて、ほかの5番目を優先して判断しますというのは、本来の事業の趣旨からいったら違いませんか。だから、ここの所得が低い世帯を6番目に持ってくるのはおかしくないですかというふうに聞いているわけです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） すいません、まず第1に前提を説明させていただきます。

赤磐市では、子育てを支援するという見地から、もう希望する方100%を入園いただくように、これが大前提でスタートしています。今の経年的な結果を先に言いますと、4月の時点でほぼもう100%に近い形で入園をいただいている状況でございます。ただ、年度の途中でお生まれになった方、この新生児、あるいは年度の途中から入園を希望される方、こういった方々が定員の枠がだんだんいっぱいになってきて、ある日これ以上受けられないということが起こります。そのときに、あと1人の枠のときに、2人、3人が希望されたときに、この方をどういう順位で決めていくか。3人希望を3人とも受けるには、保育所を増員するとか、床を増やすとか、そういったことが必要になろうかと思えます。ですから、残念ですけども、その中で空いている定員の枠の中で入園をいただく、そのときに客観的にこの順位をつけて入園をいただくというときに、こういった表を使っていくようになるかと思えます。ですので、全員の方をこういう順位で決めているわけではなく、基本は全員に入園いただくということが前提です。特に、年度の途中で入園希望をされた方が、所得が低いからといって、既に入園している方を退園してまで受けることはできませんので、全員の方を横に並べて順位をつけるという活用ではないということを念頭に置いていただければと思います。そういう意味でこの別表第3をお考えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 市長も分かってらっしゃらないような気がしてしょうがないです。別表第3になんて書いてあるかって言ったら保育所等同点時基準表なんです。後から来て年度当初じゃなくて、市長がおっしゃるように移住・定住で子育て中の人っていっぱい入れたいわけですよ。そういう親御さんたちにしてみれば、赤磐市は子育てができると思っていったら、保育所がクローズだったわってというのは避けたいわけだから、もっともっと保育所の枠を広げたい。ただ、今取りあえず同点時の基準表なんです。市長がおっしゃるのは後出しじゃんけんで、後から来た人を金があるからって引剥がして貧しい人を入れなさいってというそういう話じゃなくて、4月に1、2の3でやるときに、最終的に3人が枠から漏れました、じゃあこの3人を同点時基準表の1から6で決めましょうというのがこの表の意味なんです。と私が説明するのもおかしいですが。ですから、そうすると、そのときにこの順番があるから、1、2、3、4……。

失礼しました。1から5までは分かりますよ。だけど、最後に収入に関わって低い人が最後に持ってこられるということは、本来の福祉行政としての保育園の在り方からすると違いませんか、そういうことを聞いているんですが、どうでしょうか。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名部長。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 今、市長が説明したのにプラスしまして、現在保育園の入所は、ほとんどの方が入園できてます。お二人と言ったのは、今産休とか育児休暇中の方で、おうちでまだ保育ができてる方で希望してる方が2人待機児童ということですので、保育園の入園っていうのは、現在働かれてる方とか、そういった方につきましては、全員入園できております。ただ、例えばもうほとんど3番ぐらい、3番、4番ぐらいまでで解決する現状がありますが、最後に所得が低い世帯っていうのは、ほかの市町村等のこういった点数表を作ってらっしゃるところとかもいろいろと調整しまして、こういうふうな順番にさせていただきました。例えば、3番の希望する保育所と同じ小学校区に居住してる世帯、それはあくまでも次の小学校とかいろんなところを見据えたときに、順位としては、例えばネオポリスの中でも、A保育園、B保育園、希望順位がありまして、お二人同点の方が出ました、そういったときには同じ学区に居住している世帯の方を優先してあげようというようなやり方で順位をつけております。そういったときに、所得が低い世帯までに来るところは非常に少ないのではないかとこのように思っておりますので、1番から順番につけさせていただいたということになります。

説明は以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） だから、だからなんですよ、6番が1番に来たほうがいいんじゃないかってことを言ってるわけですよ。本来の子育てを応援するんならね、そういうことじゃないんですかってことを言ってるわけです。最後に持ってくる必要はないと思いますよ。やっぱりそうやって、あっ、この家庭は非常に厳しい、生活状況が厳しいって把握したら、その家庭の子をちゃんと預かってしっかり仕事をしてくださいねっていうのが、子育てするならあかいわ市じゃないですか。最後に持ってくる意味が私には分からない。最初に持ってきてください、これを入れたいんなら。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 保健福祉部長。

○委員長（光成良充君） 谷名部長。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 今、言いましたように、最後の所得まで行く基準には、ほとんどの方がない現状です。ということで、1番、2番、3番あたりの方が同点になった場合、A保育園、B保育園、C保育園と希望してる場合、優先順位というのをつけさせていただこうと思っております。もちろん、委員のおっしゃるとおり、所得が低い世帯っていうのはとても大事ですが、その方が入園できないというようなことはございませんようにしておりますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（光成良充君） いいですか。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） そもそも赤磐市は、だから100パーセント、これまでもずっと来ましたが、桜が丘のほうが入居がどんどん進んで、一時希望のところに入れなかった状況も今起きてはきてるんですけど。赤磐市はこれまでこういうなんは別になくて、今回県の指導があつてこれを作ったんですか。それで、この基準というのはどこを調べて、どっかの何かがあるんでしょうか、そういうものを調査して出してきとんですか。県のそもそも指導があつたというのは何ですか。これまで何十年もそういうものは、別に市の独自の判断というんか、基準があつてされてると思うんですが、その辺がよく分からないんです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 今回、赤磐市保育施設等利用調整に関する事務の取扱要綱、点数表を含めての要綱を定めるとしてありますが、これまでに赤磐市保育所等入所選考基準要綱というのがあります。その要綱にもきちんと点数表があるんですけども、その要綱の点数を、全ての利用者の方に点数づけをしていなかったことを、県から指導を受けておりました、今年度から全ての利用希望者の方に対して点数をつけるということを予定しております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） 相当ちょっと難しい点数で、この点数をつける事務的な作業というの、相当これだったら全員せにゃあいけんわけですから大変でしょうけど、この辺はどこでどういうふうにするんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） ほぼ1,000名以上の方の世帯の点数づけになります。ですから、今年度から利用の募集を1か月早めさせていただいて、点数を子育て支援課のほうでつけていくということを考えております。

以上です。

○副委員長（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木副委員長。

○副委員長（福木京子君） まあ大変になるんですけど、この辺が、県が、県の指導があるというのは、これは何で県が指導を、自治体に自主的に任されていると思うんですが、何で、どういう理由で県の指導が途中から入って、また事務的な作業が相当大変だと思うんですけど、これは全県下の自治体も全部この県の指導が入ってきとんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 県の指導というのは、県の保育の事務に関する指導監査で指摘されたことです。他市町村におきましては、既に利用者の方の点数化を行っているということで、赤磐市につきましてはこれまでできていなかったというのがありまして、今後今年度から実施を考えております。

○副委員長（福木京子君） はい、分かりました。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

保健福祉部のその他のその他の部分について、質疑はもうよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、教育委員会で、その他のその他の部分について御説明をお願いいたします。

○教育次長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 有馬教育次長。

○教育次長（有馬唯常君） 教育委員会の関係でございます。その他のその他につきまして、教育総務課長のほうより御報告をいたします。

○教育総務課長（金島正樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 金島課長。

○教育総務課長（金島正樹君） 教育委員会から2点報告させていただきます。

まず、1つ目としまして、寄附採納についてでございます。

教育委員会資料2ページをお願いいたします。

このたび、株式会社タイム代表取締役社長吉原様より、赤磐市内の学校施設等において、環境美化のため、花苗4,750鉢の寄附がございました。寄附物品については、市内の小中学校、幼稚園、保育園、公民館などで有効活用してまいります。

資料3ページをお願いいたします。

こちらは既に花苗を植えた山陽北幼稚園からの報告でございます。後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、2つ目としまして、市立中学校の体育館についてでございます。資料はございません。

先月の委員会で報告しました、1学期開催予定の中学校体育会についてですが、岡山県に緊急事態宣言が発令されたことにより、各校2学期に延期となりましたので、御報告させていただきます。

教育委員会からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。教育委員会関係のその他のその他の部分について、何か質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、委員のほうからその他について何かございますか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 請願、まあ陳情はちょっと今取扱いがあれですけども、請願について紹介議員が準備をして、説明をさせていただくつもりでいるわけですが、私は議会基本条例にのっとれば、委員会で必要か必要でないかの採決ではなく、もちろんそれは請願を出す以上根拠を持って出されるわけですから、熱意を持ってこの請願の趣旨はこうでございますと説明をしてもらい、それをちゃんと聞いた上で考えていただきたい。継続審査っていうふうにおっしゃるのは、やっぱり聞いたらまた変わるかもしれない。情報が十分でない人たちにとっては、十分な議論に至らないまま結論が出てしまうおそれもある。もう一度基本条例にのっとりたいと思うんですけど、基本的には請願に対する紹介議員がいる以上、紹介議員がきちんと

趣旨説明をして、採択の要請をするっていうことをしていただきたいので、議運の中で、委員長のほうで、今後どんなふうに請願に対する紹介議員のプレゼンテーションをきちんとさせようと、もう習慣づけるっていうことが、私は大事だと思っておりますので、ちょっとそちらのほうで議論をしていただければと思いますが、委員長、どうでしょうか。

○委員長（光成良充君） 御意見承りました。私も、一応紹介議員がいらっしやって、趣旨説明っていうのはしていただいたほうがいいのかなという部分も感じておりますので、その点、議会運営委員会のほうで、委員長のほうに報告させていただいて、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（原田素代君） よろしく願いします。

○委員長（光成良充君） その他皆さんございませんか。

○委員（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳委員。

○委員（永徳省二君） 教えてください。佐伯北診療所で、MRIを今年度中に恐らく導入されると思うんですけど、市民の方から、MRIみたいなんは、導入したときよりも、来年度以降の維持費がすごいかかるんだと、とんでもない金額がかかるんだっていうふうに心配されてる市民の方がいらっしやって、どれぐらい大体維持費というか、かかるもんか教えてください。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） はい。

○委員長（光成良充君） 谷名部長。

○保健福祉部長（谷名菜穂子君） 大体400万円程度というふうに聞いております。

以上です。

○委員（永徳省二君） はい、ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（永徳省二君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） その他についてももうないようでございますので、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、土井原教育長より御挨拶をいただきたいと思っております。

○教育長（土井原康文君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 土井原教育長。

○教育長（土井原康文君） 失礼いたします。本日は6月議会上程の議案に対しまして、また事業の進捗状況等につきまして、慎重、またかつ丁寧に審査いただきまして誠にありがとうございました。審査いただきました御意見等につきましては、今後市政運営に十分生かしてまい

りたいと思います。今後とも委員の皆様には御指導、御鞭撻をよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。失礼いたします。

○委員長（光成良充君）　ありがとうございました。皆様方には、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。これで本日の委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時47分　閉会